

# 公的年金からの 市県民税の

平成21年10月から

照会先 税務課 ☎23-8893

## 引き落としが始まります (特別徴収制度)

4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち市県民税の納税義務のある方が対象です

65歳以上の方の年金所得に係る市県民税の納税方法が変わります。この制度の対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の公的年金所得に係る市県民税の納税義務のある方」です。

ただし、以下の方については、対象となりません。

- 介護保険料が年金から引き落としされていない方
- 引き落とされる市県民税額が老齢基礎年金等の額を超える方 など
- ◆引き落としの対象となる公的年金などは  
老齢基礎年金などをいいます(障害年金、遺族年金は対象になりません)。
- ◆引き落としされる市県民税額は  
引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した市県民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した市県民税額は、給与からの引き落とし、または納付書で納めていただくことになります。
- ◆引き落としが中止となる場合は  
引き落とし開始後、市外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収(納付書により金融機関などで納める方法)により納めていただくことになります。

### 平成21年10月支給分の年金から引き落としが始まります

引き落としの開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の市県民税額のうち半分については、平成21年6月と8月に、納付書で納めていただくことになります。

#### ■平成21年度の納め方

期 別	納付書で納める(普通徴収)		年金から引き落とし(特別徴収)		
	前 半		後 半		
	6月30日(1期)	8月31日(2期)	10月	12月	2月
税 額	年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1

6月と8月は年税額の4分の1ずつを納付書で納めていただきます。

10月・12月・2月は年税額の6分の1ずつを引き落とします。

#### ■平成22年度以降の納め方

期 別	年金から引き落とし(特別徴収)				
	前 半(仮徴収)			後 半(本徴収)	
	4月	6月	8月	10月	12月 2月
税 額	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残りの3分の1ずつ	

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落とします。

10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

注記：65歳未満で対象にならない方についても、給与からの特別徴収に公的年金等に係る市県民税を合算できなくなります。また、公的年金等以外から算出される市県民税については、年金からの特別徴収に合算できません。